

丹波のくらし

情報活動にゆーす

(はばタン消費者ネットニュース 丹波版)

丹波生活科学センター(丹波の森公苑 生活情報相談コーナー)(TEL0795-72-0999)

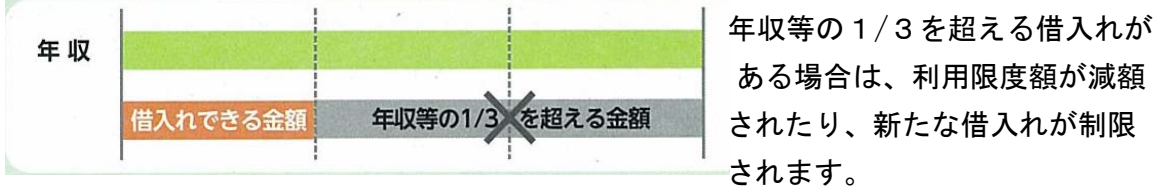
貸金業法とは、消費者金融などの貸金業者や貸金業者からの借入れについて定めた法律です。この貸金業法が改正され、6月18日に完全施行されました。

借りすぎ、見直しませんか？

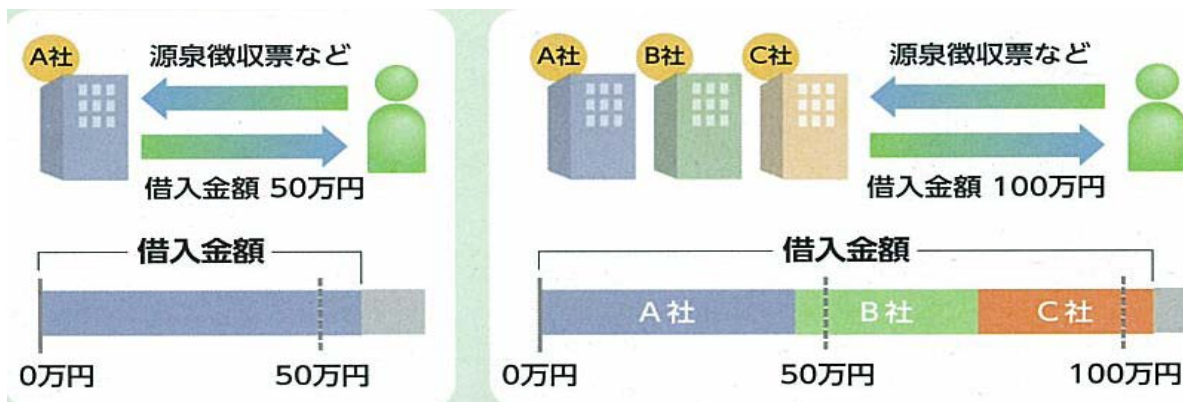
貸金業法が改正されました。

ここがポイント 利用者にとってここが変わる

- ▶ 借入れ総額が年収の1/3までに制限されます。



- ▶ 借入れ額等により書類の提出が必要になります。



貸金業者からの借入残高や極度額が50万円を超える場合、または銀行以外の複数の金融会社からの借入れの総残高が100万円を超える場合は、収入を明らかにする書類の提出が必要になります。また上記に相当しない場合でも、銀行以外の金融会社によっては収入を明らかにする書類の提出が必要になる場合もあります。

Q 新たな借入れができない人はどうしたらいいですか？

A すでに借金を抱えている場合、任意整理や自己破産などの債務整理の方法もあります。新たな借入れが出来ないからといって、ヤミ金などの違法業者に頼らず、最寄りの消費者センターや弁護士に相談することが大切です。

合同無料相談会（9月）を開催します

※お住まいの市町以外の会場でも相談できます。

※中小・零細事業者からの相談にも対応します。

※事前に予約先まで電話でお申し込みください。



開催日	時間	会場（住所）	予約先
9月12日(日)	13:00~16:00	播磨町中央公民館 (加古郡播磨町東本荘1丁目5-40)	播磨町住民グループ TEL: 079-435-2364
	9:00~11:00	西播磨文化会館 (たつの市新宮町宮内 458-7)	西播磨生活科学センター TEL: 0791-75-4788
	13:00~16:00	丹波の森公苑 (丹波市柏原町柏原 5600)	丹波生活科学センター TEL: 0795-72-5168

「はばタン消費者ネット」に参加しませんか？

地域で様々な活動を行っている団体・グループからなるネットワークをつくり、消費者トラブルなどの情報を共有しながら自主的な消費者学習をすすめる「地域消費者ネット（愛称：はばタン消費者ネット）」を創設することになりました。

会員になっていただくと、こんな特典が！！



特典1

広報誌”はばタン消費者ネットニュース”であなたの団体を紹介します。

丹波
はばタン
消費者ネット

特典2

講座などの学習プログラムの実践事例集を発行します！

特典3

最新の消費者情報を提供します！

※現在19団体がはばタン消費者ネットに会員登録しています。

丹波市消費者協議会	男の料理教室「ポタンの会」	丹波消費者団体連絡協議会
M.saji（エムサジ）	柏原コープ委員会	丹波市柏原地区消費者協会
前山地区自治振興会	子育て預かりボランティア「ブーさん」	丹波市氷上地区消費者協会
NPO 法人いちじまライフネット	田路自治会（公民館運営委員会）	丹波市山南地区消費者協会
たんば食育支援隊”丹い穂”	ナチュラルキッチン	丹波市市島地区消費者協会
山南中学校 PTA	NPO 法人風和	丹波市青垣地区消費者協会
		篠山市丹南地区消費者協会

消費者問題に興味を持っている団体・グループの参加をお待ちしております。申し込み・お問い合わせは丹波生活科学センターまで。TEL 0795-72-0999 FAX 0795-72-0899